平成２７年（フ）第２７９号
奈良県大和高田市大字土庫735番地９
債務者　福田　明美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
奈良県北葛城郡上牧町米山台１丁目２番５－１号　ライズホーム204号室、前住所奈良県香芝市磯壁２丁目1090番地22
債務者　奥井茂次郎
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目８－12　アネックスパークサイドＡ101号室、住民票上の住所奈良県香芝市西真美３丁目14番地９
債務者　竹山　隆士
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目８－12　アネックスパークサイドＡ101号室、住民票上の住所奈良県香芝市西真美３丁目14番地９
債務者　竹山　歩美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
広島県大竹市東栄１丁目13番５号
債務者　末岡千絵美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
山口県下関市彦島杉田町１丁目３番19号
債務者　濵谷タツ子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
愛媛県西条市石田847番地２
債務者　武内　真庸
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４号
高知県安芸市日ノ出町７番16号
債務者　杉村　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第６号
高知県安芸市穴内乙165番地８
債務者　安岡　忠雄
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2348番地４　グローリー桂川401号
債務者　池田　昌司
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地２棟215号
債務者　大武　寿男
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７号
福岡県田川郡香春町大字中津原2007番地
債務者　伊田　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３８号
宮崎市大字鏡洲757番地１
債務者　山本　正代
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４号
宮崎市祇園４丁目58番地２
債務者　坂本　博文
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３号
宮崎県日向市東郷町山陰丙1525番地１
債務者　川越　厚敏
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１９号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目13番５－304号県営住宅
債務者　大場　久子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市中山町5231番地１（ペガサスⅠ　102号）
債務者　**龍**　　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係